

I「電気通信事業分野における市場検証(令和5年度)年次レポート(案)」関係

- 意見募集期間 : 令和6年7月9日(火)から令和6年8月7日(水)まで
- 意見提出数 : 9件(法人・団体:8件、個人:1件)
- 意見提出者 : ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順、敬称略)

1	日本電信電話株式会社
2	株式会社NTTドコモ
3	東日本電信電話株式会社
4	株式会社オプテージ
5	西日本電信電話株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	楽天モバイル株式会社
8	KDDI株式会社
—	個人(1件)

※ 提出意見の要約部分(灰色の網掛け部分)及び頂いた御意見に対する考え方部分においては、各法人の名称について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は「NTT 東西」、株式会社NTT ドコモは「NTT ドコモ」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「NTT コム」、株式会社エヌ・ティ・ティ・データは「NTT データ」、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社は「NTT レゾナント」、KDDI 株式会社は「KDDI」、ソフトバンク株式会社は「ソフトバンク」と表記しています(以下、IIにおいても同じ)。

総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 今後の市場検証会議について、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、従来からの広範な事前規制や説明・報告義務等を見直し、公正競争上真に必要な事項について事後検証・事後規制を基本とした検証の枠組みへと大胆に変えることを要望。</p> <p>研究開発競争の状況の把握に当たっては、可能な範囲で情報提供に協力していく考え。</p> <p>昨年度より新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き可能な範囲において情報提供に協力していく考え。経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施することを要望。また、各種報告を求める際は、既に提出している報告事項や公表資料を活用するなど過度な負担や報告の重複が生じないよう配慮することを要望。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>情報通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、固定電話（IP 電話含む）の契約数約 6,000 万に対し、携帯電話の契約数は 2 億以上に拡大する等、利用者のコミュニケーションは電話からモバイル中心に移行しており、さらにスマートフォン+アプリにより通話を含めた様々なサービスの代替が進み、SNS 等のメッセージサービスがコミュニケーションの主流となっています。今後も 6G や NTN 等の新たな通信技術の登場・普及に伴い、自動運転や一次産業の ICT 化、スマートシティ等、モバイルや IoT のさらなる進展・高度化が見込まれます。</p> <p>また、従来の国内事業者における固定通信・移動通信という市場構造・競争環境は大きく変化してきており、プラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワーク事業者だけに留まらず、レイヤー横断的な形で競争の構造が変化し、多様なプレイヤーによる通信ビジネスが展開されつつあります。</p> <p>一方で、固定電話の利用は大幅に減少し、老朽化も進み、コスト効率が悪化する中、2035 年度を目途にメタル設備は縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難な状況であり、技術の進展や利用者の利用実態を踏まえ、利用者の利便性向上等を主眼に、新たなユニバーサルサービスの仕組みを検討することが必要と考えます。（通信政策特別委員会において、ユニバーサルサービスを含めた様々な論点を議論中）</p> <p>今後の市場検証会議についても、固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレイヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、従来からの広範な事前規制や説明・報告義務等を見直し、公正競争上真に必要な事項について事後検証・事後規制を基本とした検証の枠組みへと大胆に変えていくことで、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ また、研究開発の取組状況について、検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることを期待しております。 ○ モニタリングの実施に当たっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。 	<p>無</p>

や事業拡大等の取組みの後押しをいただきたいと考えます。

2. 検証強化項目への対応について

<研究開発競争の状況の把握について>

当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等の向上を図るとともに、当社の事業成長も達成し、さらなる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長サイクルをめざして研究開発を実施してきており、これまでも IOWN や NTT 版 LLM「tsuzumi」等の研究開発に取り組んできたところです。今般の研究開発成果の普及責務の撤廃により可能となった柔軟なパートナーリングを活用して成果の社会実装を進めていくとともに、さらなる成長に向け、IOWN や tsuzumi 等の研究開発の深化・高度化をより一層進め、研究開発の推進責務撤廃後も引き続き新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えです。

また、研究開発の責務撤廃後の基礎・基盤的研究の取組状況の把握について、当社の研究開発の取組状況について開示可能な範囲で協力していく考えです。

なお、国全体の研究開発能力の確保・強化に向けては、産学官全体で促進していくことが必要であり、検証対象については、当社のみならず、他の電気通信事業者や国の研究機関、研究開発法人、大学等も含め、我が国全体の研究開発を対象として検証していくことが必要と考えます。

<業務の適正性等の確認・把握におけるモニタリングについて>

昨年度より新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き可能な範囲において情報提供に協力していく考えですが、モニタリングする情報の範囲については、基本方針にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、今後、モニタリングの実施・運用、見直しに際しては、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、実施いただきたいと考えます。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求める際においては、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないよう配慮いただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

意見0-2 今後の市場検証会議について、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、従来からの広範な事前規制や説明・報告義務等を見直し、公正競争上真に必要な事項について事後検証・事後規制を基本とした検証の枠組みへと大胆に変えることを要望。

昨年度より新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き可能

な範囲において情報提供に協力していく考え。経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施することを要望。また、各種報告を求めの際は、既に提出している報告事項や公表資料を活用するなど過度な負担や報告の重複が生じないよう配慮することを要望。

1. 基本的な考え方

情報通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、固定電話（IP 電話含む）の契約数約 6,000 万に対し、携帯電話の契約数は 2 億以上に拡大する等、利用者のコミュニケーションは電話からモバイル中心に移行しており、さらにスマートフォン+アプリにより通話を含めた様々なサービスの代替が進み、SNS 等のメッセージサービスがコミュニケーションの主流となっています。今後も 6G や NTN 等の新たな通信技術の登場・普及に伴い、自動運転や一次産業の ICT 化、スマートシティ等、モバイルや IoT のさらなる進展・高度化が見込まれます。

また、従来の国内事業者における固定通信・移動通信という市場構造・競争環境は大きく変化してきており、プラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワーク事業者だけに留まらず、レイヤー横断的な形で競争の構造が変化し、多様なプレイヤーによる通信ビジネスが展開されつつあります。

一方で、固定電話の利用は大幅に減少し、老朽化も進み、コスト効率が悪化する中、2035 年度を目途にメタル設備は縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難な状況であり、技術の進展や利用者の利用実態を踏まえ、利用者の利便性向上等を主眼に、新たなユニバーサルサービスの仕組みを検討することが必要と考えます。（通信政策特別委員会において、ユニバーサルサービスを含めた様々な論点を議論中）

今後の市場検証会議についても、固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレイヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、従来からの広範な事前規制や説明・報告義務等を見直し、公正競争上真に必要な事項について事後検証・事後規制を基本とした検証の枠組みへと大胆に変えていくことで、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しをいただきたいと思います。

2. 検証強化項目への対応について

昨年度より新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き可能な範囲において情報提供に協力

- 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。
- モニタリングの実施に当たっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。

無

<p>していく考えですが、モニタリングする情報の範囲については、基本方針にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、今後、モニタリングの実施・運用、見直しに際しては、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、実施いただきたいと考えます。</p> <p>また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求める際には、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないように配慮いただくとともに、約70にも及ぶ累次の各種報告事項を規定する法令や各種要請等の改廃を検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見0-3 NTTグループの組織再編に対しては、公正な競争環境を確保するために、令和3年度年次レポートに定められたスキームに則り、十分な検証期間を設け、当該組織再編による市場への影響を継続的且つ的確に検証することが必要との考え。</p>		
<p>はじめに</p> <p>昨年9月より、情報通信審議会 電気通信事業政策部会に、通信政策特別委員会が設置され、2030年頃の実現が見込まれる情報通信インフラの将来像を見据え、情報通信インフラの整備・維持や競争ルール等の整備の在り方等について、検討が進められています。また、通信政策特別委員会での検討を受けて、本年4月にNTT法が改正されるとともに、NTTに対する累次の公正競争条件の法定化等、特殊会社であるNTTに対する規律やNTTの在り方についての検討が行われています。</p> <p>一方、市場検証会議では、電気通信事業分野における公正競争を促進するために、「電気通信事業分野における市場動向の分析」と「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」が定点的に行われています。さらに、NTTグループが実施する組織再編による公正競争上の問題への対応を行うために、令和4年8月に公表された「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート」（以下「令和3年度年次レポート」という。）において、具体的な対応スキーム※が定められました。</p> <p>NTTグループの組織再編に対しては、公正な競争環境を確保するために、当該スキームに則り、十分な検証期間を設け、当該組織再編による市場への影響を継続的且つ的確に検証する必要があります。</p> <p>※ 令和3年度年次レポート第2編第1章第2節2「市場検証の取組における組織再編等に係る対応等」に記載されている取組</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ NTTグループの組織再編については、電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート（以下「令和3年度年次レポート」という。）第2編第1章第2節2「市場検証の取組における組織再編等に係る対応等」及び電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（以下「令和4年度年次レポート」という。）第2編第6章第1節3等を踏まえ、競争状況等に関する指標の定点的観測のほか、電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（以下「年次計画」という。）3（2）②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行っていきます。</p>	<p>無</p>

1. 電気通信市場の分析

1-1 重点的検証結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-1-1 「小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格引上げ」として10%の価格引上げを想定したアンケート調査の分析に当たって、他の商品・サービスに振り替える（代用する）ことを選択したアンケート回答者の割合が10%以上であった場合に代替的であると認識されている、と評価しているが、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」においても同様の考え方で代替的と評価しているか。また、代替的であると認識されているかどうかを判断する際の分析方法については、当該アンケート調査結果の公表及び結果に基づく分析後に議論するのではなく、当該アンケート調査を行う前に、市場検証会議において予め議論されるべきであるとの考え。</p>		
<p>本年度の市場検証では、各事業者のサービス間の代替性について需要者に係る認識を確認するために、ある事業者が売上最大化を図る目的で小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格引上げをした場合に、当該商品について需要者が当該商品の購入を他の商品・サービスに振り替える程度についてアンケートを通じて分析されました。</p> <p>具体的には、「小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格引上げ」として10%の価格引上げを想定したアンケート調査が行われましたが、この「10%」は「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を参考に設定されたものと認識しております。※1</p> <p>一方、当該アンケート調査結果の分析に当たっては、他の商品・サービスに振り替える（代用する）ことを選択したアンケート回答者の割合が10%以上であった場合に代替的であると認識されている、と評価されていますが、上記「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」においても同様の考え方で代替的と評価されているのか教えてくださいと考えております。</p> <p>また、代替的であると認識されているかどうかを判断する際の分析方法については、当該アンケート調査結果の公表及び結果に基づく分析後に議論するのではなく、当該アンケート調査を行う前に、本市場検証会議において予め議論されるべきであると考えております。※2</p> <p>※1 「電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート（案）」（以下「年次レポート（案）」という。）の脚注2（P17）には、「価格引上げの幅については「通常、引上げの幅については5%から10%程度」であるが、「この数値はあくまで目安であり、個々の事案ごとに検討されるものである」とされている（企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（令和元年12月改定）第2-1及び2）。」とあり、価格引き上げの割合を10%と設定した根拠が明示されていると認識しています。</p>	<p>○ 本アンケート調査を通じて、ある事業者が、売上最大化を図る目的で、小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格引上げをした場合に、当該商品について、需要者が当該商品の購入を他の商品・サービスに振り替える程度を分析しております。</p> <p>2つの商品（AとB）を例にとると、A商品の価格を引き上げたときに、需要者がA商品の代わりにB商品を購入することで、A商品の供給者の売上の拡大につながらないこと（価格引き上げ後の売上が、価格引き上げ前の売上以下となること）が想定される場合に、需要者にとって双方の商品は代替的であると判断しており、その基準については、電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート（以下「令和5年度年次レポート」という。）（17頁）に記載しております。（※）</p> <p>○ また、令和5年度の市場検証会議における議論を踏まえて、代替性に係る認識の分析を行っております。</p> <p>○ なお、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」においては、「需要者にとっての代替性をみるに当たっては、ある地域において、ある事業者が、</p>	<p>無</p>

<p>※2 当該アンケート調査は令和5年に実施されていましたが、その分析方法は、令和6年5月の電気通信市場検証会議（第40回）の「資料40-2 令和5年度市場検証（中間報告）」のなかで初めて触れられているのみです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格引き上げをした場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮する。他の商品又は地域への振替の程度が小さいために、当該独占事業者が価格引き上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲ということとなる。」とされていると承知しております。</p> <p>※ 結果の分析に当たっては、ある商品・サービスAの10%の価格引き上げに対し、商品・サービスAの利用を取りやめ、他の商品・サービスBに振り替える（代用する）ことを選択したアンケート回答者の割合が10%以上であった場合、当該商品・サービスAの提供者による価格引き上げが当該提供者の売上の拡大につながるもの想定され、商品・サービスBが商品・サービスAの価格引き上げを妨げることになると考えられることから、このような場合、商品・サービスA及びBは代替的であると認識されていると評価することとした。</p>	
<p>意見1-1-2 アンケートシナリオの改善及び分析方法の精緻化により、FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定BB（共用型）の代替性に関する、より実態に即した精度の高い検証が可能になるとの考え。</p>		
<p>現在のシナリオでは、両サービスの特徴を示すことに留まっており、具体的な通信品質の差異があることが明確にされていません。</p> <p>また、契約中のサービスとセットで契約しているサービス別に分析がなされていませんが、利用者の年齢構成比に違いがあることやワイヤレス固定BB（共用型）の選択理由のトップが「工事が不要であること」等、令和4年度の検証で明らかになった利用</p>	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>者の特性や利用傾向※が、今回の分析に十分反映されていないように見受けられます。これらの課題を解決し、より正確な検証結果を得るために、以下の2点を提案いたします。</p> <p>① アンケートシナリオの改善：通信速度や安定性などの品質面での具体的な違いを、具体例を用いて明確に示すこと。例えば、「天候による影響の有無」や「混雑による速度低下の程度」等、両サービスの特性をより詳細に説明し、回答者の理解を深める工夫が必要と考えます。</p> <p>② 分析方法の精緻化：回答者の年齢層・世帯構成、サービス選択理由や居住形態（戸建て（持ち家/賃貸）や集合住宅（分譲/賃貸））等の要素を考慮した多角的な分析を行うこと。これにより、各サービスの特性がユーザーのニーズとどのように合致しているかを、より正確に把握することができます。</p> <p>これらの改善により、FTTH アクセスサービスとワイヤレス固定 BB（共用型）の代替性に関する、より実態に即した精度の高い検証が可能になると考えます。</p> <p>※ 令和4年度検証において、利用者の特性や利用傾向が確認されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 年齢層：FTTH アクセスサービスは40代が最も高いが、ワイヤレス固定 BB（共用型）は30代が最も高い ✓ 居住形態：「戸建て（持ち家）」、「戸建て（賃貸）」、「集合住宅（分譲）」、「集合住宅（賃貸）」、「その他」 ✓ 選択理由：「通信品質が良い」が、FTTH アクセスサービスは上位だが、ワイヤレス固定 BB（共用型）では上位ではない。また、ワイヤレス固定 BB（共用型）では「工事が不要」が最も高い <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見1-1-3 FTTHアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンド（共有型）には代替性があると断定することができないため、記載について修正を要望。</p>		
<p>FTTH アクセスサービスとワイヤレス固定 BB（共用型）の間の代替性に関しては、市場検証会議にて構成員からも指摘があったとおり、利用者の居住環境（電波の届かない高層階エリア等）や属性（単身世帯またはファミリー世帯等）、求めるサービス品質によって、そもそも代替になり得ない状況もあり得ます。</p> <p>したがって、「FTTH アクセスサービスとワイヤレス固定 BB（共用型）には代替性があると認識されていることがうかがえる」と断定することはできないことから、下記修正案のとおり追記することを要望します。</p> <p>【修正案】 (P23)</p> <p>利用者アンケートの結果を踏まえた今回の分析によれば、個人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいては、FTTH アクセスサービスとワイヤレス固定 BB（共用型）の</p>	<p>○ 該当箇所については、令和5年度年次レポート中、第1編第1章第1節2（2）イのシナリオを前提として、FTTH アクセスサービスとワイヤレス固定 BB（共有型）の間の代替性に関するアンケートの分析結果を示したものであるため、原案のとおりとします。</p>	<p>無</p>

<p>間に代替性があると認識されていることがうかがえる。<u>ただし、利用者の住居環境や属性、求めるサービス品質によっては、代替になり得ない状況もあり得るため、限定的な代替性にとどまる点は留意が必要である。</u></p>		
<p>(P270) 利用者アンケートの結果を踏まえた今回の分析によれば、個人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいては、FTTH アクセスサービスとワイヤレス固定 BB（共用型）の間に限定的な場合において代替性があると認識されていることがうかがえる。<u>ただし、利用者の住居環境や属性、求めるサービス品質によっては、代替になり得ない状況もあり得るため、限定的な代替性にとどまる点は留意が必要である。</u></p>		
<p>【ソフトバンク株式会社】</p>		

意見 1-1-4 事業者アンケートにおいて一部の事業者から挙げられた意見であることを明記するよう修文を要望。

<p>公正競争上の懸念として挙げられた「法人向けサービスにおいて、相対での長期契約による他社への切替え機会の抑制等による顧客の囲い込みやサービスの固定化が図られており、今なお事業者間における価格競争やサービスイノベーションが働きにくい状況にある」という意見は、事業者アンケートにおいて一部の事業者から挙げられた意見であると考えられることから、下記修正案のとおり修正することを要望します。</p>	<p>○ 該当箇所については、事業者アンケートの回答のうち、主要な意見を示したものであるため、原案のとおりとします。</p>	<p>無</p>
<p>【修正案】 事業者アンケートを通じて、音声通信市場における公正な競争を確保する上での課題についての意見を確認したところ、<u>一部の事業者からは以下のような意見が挙げられた。</u>以下のとおりであった。</p>		
<p>【ソフトバンク株式会社】</p>		

1-2 移動系通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-2-1 「NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況」や「ローカル5G市場における公正な競争を確保する上での課題」について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同。</p>		
<p>ローカル 5G の導入趣旨は、地域の企業や自治体等の様々な主体による参入を促すことであると理解しています。 現時点では普及・拡大の途上段階と認識しておりますが、今後商用化に向けて、地域や法人分野において様々な顧客接点を持つ NTT グループがローカル 5G 市場の公正な競争を阻害するおそれもあるため、「NTT 東西と NTT ドコモ・NTT コムとの連携状況」や「ローカル 5G 市場における公正な競争を確保する上での課題」について、継続的に把握・検証を行っていくことに賛同いたします。</p>	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>また、「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」も踏まえつつ、以下のような行為が行われていないか実態把握・検証が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「ローカル 5G 導入に関するガイドライン」に抵触するような行為（例えば、NTT 東西の子会社と全国 MNO である NTT ドコモとの連携による、NTT 東西の実質的な移動通信サービスの提供）が行われていないか ✓ 地域通信のドミナントである NTT 東西が地域主体の事業機会を奪っていないか ✓ NTT 東西・NTT ドコモ・NTT コミュニケーションズの連携において禁止行為規制に抵触するような行為（例えば、NTT 東西によるバックホール回線や局舎利用における料金や納期等の NTT グループ各社に対する優遇）が行われていないか <p>なお、移動系通信市場の競争状況を定量的に分析するのであれば、従来の「MNO 及び MVNO のみ」の移動系通信市場として捉えるのではなく、今後は「ローカル 5G 免許人を含めた」移動系通信市場と捉えるべきと考えます。</p> <p>具体的には、用途（ユースケース）、態様や利用する帯域等が必要者から見て同じであり、且つ、国際規格上「第 5 世代移動通信システム」として整理・分類され、キャリア 5G と実質的に同じサービスを提供するローカル 5G 免許人の 5G/IoT サービスを、通信モジュール市場に含めて扱うべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 1-2-2 携帯電話サービスがその他のサービス選択にもたらす影響について修文を要望。</p>		
<p>参照されている P335 「【図表 A-18】携帯電話サービスとセットで提供を受けているサービス（メイン回線）」を見ると、FTTH サービスがセットで提供されている割合は 16.9%、ワイヤレス固定 BB とセットで提供されている割合は 7.6%と低く、「利用している携帯電話サービスに応じて、FTTH サービスや電力・ガスを選択している者が相当程度存在して」いるとまでは言えないと考えられます。</p> <p>また、P340 「【図表 A-26】携帯電話サービスとセットで提供を受けているサービスの利用開始時期（メイン回線）」では、携帯電話の利用開始後から FTTH サービスの提供を受けていると答えている割合（39.8%）が、携帯電話の利用開始前からと答えた割合（42.2%）と大きくは変わらないことや、「携帯電話サービスの利用開始と同時にサービスの利用を開始した」と答えた利用者が携帯電話と固定通信サービスのどちらに応じてサービス選択したかまでは判断できないことから、下記修正案のとおり修正することを要望します。</p> <p>【修正案】 利用している携帯電話サービスとともに対応して、FTTH サービスや電力・ガスを選択している者が一定程度存在しており相当程度存在しており、携帯電話サービスがその他のサービス選択にもたらす影響が一定程度うかがえる影響がうかがえる。</p>	<p>○ 該当箇所については、メイン回線においては、「FTTHサービスとセットで提供を受けていると回答した者は16.9%であった」こと、「au、ソフトバンク、UQモバイル利用者においては、電力・ガスとセットで提供を受けていると回答した者が1割程度存在した」こと、「携帯電話サービスの利用開始と同時かそれ以降にサービスの利用を開始した者の割合が5割を超えているのは、「電力・ガス」（64.2%）、「ワイヤレス固定BB（共用型）」（59.7%）、「映像配信サービス」（58.3%）、「FTTH」（57.8%）」であったことから、「利用している携帯電話サービスに応じて、FTTHサービスや電力・ガスを選択している者が相当程度存在しており、携帯電話サービスがその他のサービス選択にもたらす影響がうかがえる」として</p>	<p>無</p>

【ソフトバンク株式会社】	いることから、原案のとおりとします。	
意見 1-2-3 電気通信事業法第30条、第38条の2、及び電気通信事業報告規則等、他の規律で用いられている「通信モジュール市場」の定義の見直しを行ってもよいのではないかと考え。		
<ul style="list-style-type: none"> 左記の「通信モジュール」の定義に関連して、「競争ルールの検証に関する報告書 2024（案）」においては、使用場所・場面等が相当程度特定されている場合は「通信モジュール」と見做し、電気通信事業法 27 条の 3 の規律対象外とされる方針が示されたところです。 電気通信市場検証会議においても「通信モジュール市場」を画定し検証を行っているところであり、電気通信事業法第 30 条、第 38 条の 2、及び電気通信事業報告規則等、他の規律で用いられている「通信モジュール」の見直しを行ってもよいのではないかと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	○ 御指摘の電気通信事業法27条の3と同法第30条、第38条の2及び電気通信事業報告規則等は異なる規律であり、それぞれの規律の趣旨・目的に照らして検討することが必要であり、御意見は参考として承ります。	無

1-3 固定系データ通信

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-3-1 MNOの勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視するとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じることを要望。		
<ul style="list-style-type: none"> FTTH の提供形態別の契約数の推移では、2018 年度に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回り、過半数を超える状況となっています。この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「MNO による固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。 また、NTT 東西のサービス卸の卸先事業者数が 900 者に迫る状況にも関わらず、事業者形態別契約数シェアでは MNO の割合は 7 割を超える状況となっており、一部の MNO では廉価プラン利用者向けの光コラボサービスが提供されるなど、「MNO による固定通信市場の支配」の傾向がより強まる状況にあると認識しております。 このような状況が継続すれば、設備設置事業者の設備投資インセンティブは失われるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備設置事業者が淘汰され、結果として NTT が設備を独占するようになるのは明らかです。 この点、MNO の勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、問題がある場合には、早期に解決に向けた措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。	無

1-4 法人向けサービス市場

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-4-1 市場の検証結果・検証方向性を明確にすべく、下記修正案のとおり追記することを要望		
<p>今年度の法人向けサービス市場に関する検証に関しては、昨年度年次レポートに対する意見募集結果に従い「レイヤーをまたいだ競争が行われている可能性（電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（P179）」に留意しつつ検証が行われたところ、インターネット利用用途の調達先事業者の候補として、左記該当箇所のような検証結果が示されました。</p> <p>法人向けサービス市場におけるインターネット利用用途回線については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿（以下、NTT 東西殿）が市場支配力を有する固定アクセス系が過半を占める（※1）ところ、同市場においてのみソリューションセットでの調達先として、NTT 東西殿と同じグループの株式会社NTT データ殿（以下、NTT データ殿）が上位の事業者として挙げられていることは、何らかの市場支配力のレバレッジ・グループ内優遇の可能性が示唆されているものと考えられます。</p> <p>公正競争確保のためには競争状況の分析を行うことが重要（※2）であることを踏まえれば、法人向けサービス市場におけるネットワークのソリューションセットなどを通じた通信回線市場の市場支配力等に伴うレバレッジの有無に関して、さらに確認・検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>したがって、同市場の検証結果・検証方向性を明確にすべく、下記修正案のとおり追記することを要望します。</p> <p>【修正案】 (P207) 法人向けサービスの供給側の動向を確認すると、法人向けサービスの提供状況は用途ごとに多種多様であり、その供給事業者は、国内の電気通信事業者だけでなく、国内SIer も含まれていることがうかがえる。<u>また、固定アクセス系の市場においては、市場支配力を有するNTTグループ企業のSIerが上位に入ることがうかがえる。</u> 法人向けサービスの需要側の動向を確認すると、国内の電気通信事業者だけでなく、国内SIerも調達先事業者候補等へ選ばれるなど、レイヤーをまたいだ競争が行われていることがうかがえる。</p> <p>(P283) 引き続き、法人向けサービス市場については、ネットワークの提供に着目した、移動系通信市場（法人向け）と固定系通信市場（法人向け）を注視するとともに、ネットワ</p>	<p>○ 1つ目の修正案については、インターネット利用用途でのネットワーク回線の調達先事業者候補の上位が国内の電気通信事業者で占められていることに加え、NTTグループ企業以外の国内SIerも挙げられていることから、該当箇所については、原案のとおりとします。</p> <p>○ 2つ目の修正案については、法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモ・NTTコムの間での共同提案活動や、NTTドコモ及びNTTコムの間での連携に関し、禁止行為規制の観点から、法人等利用者アンケートや事業者アンケートにおいて確認する予定であることから、該当箇所については、原案のとおりとします。</p>	<p>無</p>

<p>ーク単体で提供される場合と、ネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定した、用途毎の横断的な市場も注視する。<u>加えて、通信回線市場における市場支配的事業者とソリューションを提供する事業者との関係性においても注視する。</u></p> <p>(※1) 本年次レポート案 (P183) 「インターネット利用ではFTTHが半数を超えており、主要なネットワーク回線と言える。」</p> <p>(※2) 電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針 (P3) 「電気通信事業分野における公正競争確保のために必要な政策対応の在り方を検討するに当たっては、電気通信事業分野について、検証対象となる市場を画定した上で、それら検証対象市場について、競争状況等に関する指標を定点的に観測し、各検証対象市場における競争状況等の動向を継続的に分析していくことが重要である。そのため、検証対象市場に係る競争状況等の分析を行う。」</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見1-4-2 引き続き、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（案）」で予定されている「法人等利用者へのアンケート」を行うことが適切との考え。</p> <p>また、法人向けサービス市場における競争事業者の範囲は、電気通信事業者だけでなく、国内SIer事業者等も含まれ、レイヤーをまたいだ競争が行われていることから、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズやNTTデータといった個社単位ではなく、NTTグループといった企業グループ単位での競争状況の検証が必要との考え。</p>		
<p>法人向けサービス市場は、「ソリューション市場」での競争力が「ネットワーク市場」の回線契約に影響する市場であると認識しています。</p> <p>そのため、法人向けサービスの実態把握にあたっては、「ネットワーク市場」の回線契約数についての定量的な検証を行うことに加えて、年次レポート（案）にあるとおり、国内の電気通信事業者（MNO・MVNO）と国内SIerでのレイヤーをまたいだ競争が行われていること等、「ソリューション市場」と「ネットワーク市場」間の相互関係等を検証することが重要であると考えます。</p> <p>また、法人向けサービス市場の検証は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者※であるNTT東西、NTTドコモグループのNTTコミュニケーションズ、NTTデータグループのNTTデータ等で構成されるNTTグループの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴うNTTグループの連携状況の変化等について検証することが必要です。</p> <p>検証については、引き続き、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（案）」（以下「年次計画（案）」という。）で予定されている「法人等利用者へのアンケート」を行うことが適切と考えますが、法人向けサービス市場における競争事業者の範囲は、電気通信事業者だけでなく、国内SIer事業者等も含まれ、レ</p>	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p> <p>○ なお、法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモ・NTTコムの間での共同提案活動や、NTTドコモ及びNTTコムの間での連携に関し、禁止行為規制の観点から、法人等利用者アンケートや事業者アンケートにおいて確認する予定です。</p>	<p>無</p>

<p>イヤーをまたいだ競争が行われていることから、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズや NTT データといった個社単位ではなく、NTT グループといった企業グループ単位での競争状況の検証が必要と考えます。</p> <p>したがって、この競争状況の検証のために、例えば、「法人等利用者へのアンケート」や「事業者アンケート」等を活用し、以下の項目を把握・分析することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人向けサービスにおける相談相手や窓口 ✓ NTT グループの連携による営業提案の増加有無や営業提案の際の NTT グループのフォーメーション ✓ NTT グループ連携が法人向けサービス提供事業者の選択に及ぼす影響 <p>※ 年次レポート（案）の「WAN サービス市場の事業者別シェア」において、NTT 東日本（第3位）、NTT 西日本（第1位）、NTT コミュニケーションズ（第2位）。また、「日経コンピュータ（2024.07.24）」によれば、IT系の企業の売上は、NTT データグループが首位。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

1-5 研究開発競争の状況の把握

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1-5-1 NTT持株に課されていた電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務が廃止された点について追記を要望。		
<p>2024年4月17日に成立した「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」により日本電信電話株式会社殿（以下、NTT 持株殿）に課されていた電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務は廃止されたことから、当該責務の廃止の影響は継続的に確認が必要であり、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会においても以下のとおりその必要性について言及されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次報告書」（P15～16） 「ただし、研究の推進責務が撤廃された後、短期的利益を追求する株主の意見等により、リスクの高い基礎・基盤的研究が後退しないかという懸念もあるが、この点については、NTT から、今後も、更なる成長に向け、IOWN 等の研究開発の深化・高度化を進めていくとともに、新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであり、研究の推進責務の有無にか 	<p>○ 1つ目の修正案については、御意見を踏まえ、令和5年度年次レポート中、第1編1について、以下の修正を行います。</p> <p>「そのための検討の前提として、研究開発競争の状況の把握を行った。 なお、上記のNTT持株に課されていた電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務は、令和6年4月17日に成立した「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」によって撤廃されている。」</p>	有

<p>かわらず、研究開発を継続的に推進していく考えとの表明があったことも踏まえ、総務省において、NTTの基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証していくことが適当である。その結果、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において、必要な対応の検討が求められる。」</p> <p>現状のP7の記載においては、本年次レポートの対象期間中にNTT持株殿に課されていた電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務は廃止された点についての言及がないことから、下記修正案のとおり追記することを要望します。</p> <p>また、P211においては「来年度以降も引き続き、主要な電気通信事業者における研究開発の状況について、継続的に確認を行っていく。」とされているところ、上記のNTT持株殿の研究に係る責務の撤廃がなされた点が加味されていないように見受けられることから、下記修正案のとおり追記することを要望します。</p> <p>【修正案】 (P7)</p> <p>さらに、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務のあるNTT持株のほか、国内の他の主要な電気通信事業者も積極的に研究開発に貢献していく役割を担っていくべきであり、グローバルな視点から、研究開発競争を促進することも重要である。そのための検討の前提として、研究開発競争の状況の把握を行った。なお、<u>上記のNTT持株に課されていた電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務は、2024年4月17日に成立した「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」によって撤廃されている。</u></p> <p>(P211)</p> <p><u>来年度以降も、日本電信電話株式会社等に関する法律の改正による電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務の撤廃を踏まえ、主要な電気通信事業者における研究開発の状況について、継続的に確認を行っていく必要がある。</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 2つ目の修正案については、年次計画2(2)のとおり、「NTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況を含む、研究開発競争の状況を把握し、今後の検証に当たっての観点や留意点について検討を行う」としており、該当箇所については、原案のとおりとします。</p>	
---	--	--

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-1 法令・ガイドラインの遵守状況の確認や各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-1-1 組織再編による公正競争への影響の検証においては、独占禁止法における「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に定められた指標を参考にしつつ、定量的分析を含め総合的に勘案した上で、公正競争への影響を検証すべきとの考え。</p>		

令和5年7月のNTTドコモによるNTTレゾナントの吸収合併（以下「本合併」という。）に対する検証においては、検証に必要な期間が確保されなかったことに加え、組織再編による市場への影響を的確に検証するために必要な分析が十分されなかったと考えております。

本合併によってもたらされる、移動系通信市場、ISP市場及びFTTH市場の各市場への影響を検証するにあたっては、令和5年8月策定の「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に定められた定点的観測の指標である市場シェアの変動状況等の分析のみでなく、契約数の変動状況を定点的に観測し分析することも必要と考えます。

また、定量的指標では把握しきれない競争状況の詳細について、定性的な要因を含む総合的な事業能力を分析することが必要と考えるため、既に示されている要素（「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」で示されている要素）に加え、独占禁止法における「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に定められた指標を参考にしつつ、定量的分析を含め総合的に勘案した上で、公正競争への影響を検証すべきと考えます。

なお、当該検証に必要な総合的な事業能力を判断する要素として以下の要素の追加も検討すべきと考えます。

【追加を検討すべき要素】

- ✓調達力
- ✓技術力
- ✓販売力
- ✓信用力
- ✓広告宣伝力
- ✓資本関係等を通じた事業者の総合的な事業能力

【既に示されている要素】

- ✓事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ✓市場への影響力、ブランド力
- ✓製品・サービスの多様性
- ✓潜在的な競争の不在
- ✓技術上の有意性・卓越性
- ✓需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ✓共同支配

また、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化（令和2年12月）、NTTドコモによるNTTコムの子会社化（令和4年2月）、NTTドコモによるNTTぷららの吸収合併（令和4年7月）及びNTTデータの組織再編（令和5年7月）等、NTTグループの組織再編が続いており、電気通信市場における公正な競争環境への懸念※があるため、今後の市場検証等のあり方については、禁止行為規制の対象事業者であるNTT東西やNTTドコモで構成されるNTTグループの組織再編に対する停止措置等の事前規制や審査権限の是非等も含めて検討を行っていくことが必要と考えます。

※例えば、禁止行為規制の対象者であるNTTドコモが、NTTデータを吸収合併する

○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。

無

<p>と、以下の問題が生じるものの、現行の禁止行為規制では対応は困難</p> <p>① 取引を内部化して禁止行為規制を潜脱的に回避可能</p> <p>② 強大な市場支配力を発揮する合併でも未然防止する仕組みがない</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>意見 2-1-2 今年度の検証では、NTTドコモによるNTTレゾナントの吸収合併について、合併後の禁止行為規制の遵守の徹底等の状況の報告を求めたが、定期的に継続して検証を行うことが必要であると考え、その旨の修正を要望。</p> <p>また、「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」については、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握の一環として、必要に応じ継続的・定期的な検証が求められるものであることを明確にするためにも、年次計画に追記を要望。</p>	
<p>電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に規定される禁止行為規制の対象事業者による同社の特定関係法人の吸収合併は、現行の法制度上禁止されるものではありませんが、禁止行為の対象となる取引関係を内部化することによる規制の潜脱的回避・市場支配力の濫用の懸念などの観点から、令和 3 年度年次レポートにおいて「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」が定められました。</p> <p>今年度の検証では、上記の対応に則り、2023 年 7 月 1 日付けで行われた株式会社 NTT ドコモ殿（以下、NTT ドコモ殿）による、同社の特定関係法人である NTT レゾナント株式会社殿（以下、NTT レゾナント殿）の吸収合併について、合併後の禁止行為規制の遵守の徹底等の状況の報告を求めましたが、具体的な問題点の明示の有無に関わらず、左記該当箇所のような今後の検証方向性が示されていることは、以下の観点から適切ではなく、定期的に継続して検証を行うことが必要であると考えます。</p> <p>1. 電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に規定される禁止行為規制における不当な優遇禁止・接続情報の目的外利用の懸念は、電気通信市場における回線シェア等の状況から判断することが困難であること （※NTT レゾナント殿の吸収合併による、公正競争上問題があるような回線シェアの影響は無いとされている（※1））</p> <p>2. 検証終了を契機に、NTT ドコモ殿に対する合併後の禁止行為規制の遵守の徹底等の対応を行う必要性が喪失し「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」による公正競争上の問題の確認そのものが意味を為さなくなること</p> <p>3. 今回のような検証内容に関しては、本検証会議の各種文書において定期的に継続検証を行うことが示されていること（※2）</p> <p>したがって、下記修正案のとおり修正することを要望します。</p> <p>【修正案】 (P245) 市場検証基本方針 4-3 に基づき、引き続き注視市場動向の分析を実施。</p>	<p>○ 1 つ目の修正案については、令和 5 年度年次レポート（248 頁）のとおり、「電気通信事業分野における市場検証（令和 3 年度）年次レポート第 2 編第 1 章第 2 節 2 「市場検証の取組における組織再編等に係る対応等」及び電気通信事業分野における市場検証（令和 4 年度）年次レポート第 2 編第 6 章第 1 節 3、関連する他の審議会等での議論を踏まえ、引き続き対応」することから、該当箇所については、原案のとおりとします。</p> <p>○ 2 つ目の修正案については、年次計画 3（2）②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認において実施していくことを想定していることから、該当箇所については、原案のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">無</p>

また、上記を踏まえ「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」については、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握の一環として、必要に応じ継続的・定点的な検証が求められるものであることを明確にするためにも、毎年度の年次計画に、その旨を記載することが必要であると考えます。

したがって、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度（案）」に対して、下記修正案のとおり追記することを要望します。

【修正案】

「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度（案）」（P6）

3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握

（2）電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握に当たっての観点

② 市場支配的な電気通信事業者に対する確認 令和6年度においては、令和5年度検証に引き続き、基本方針別表7及び別表8の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関する確認項目（市場検証の取組における組織再編に係る対応等を含む）のうち、接続の業務に関して知り得た情報の6目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、必要に応じ、ヒアリング等を実施し、確認を行う。

（※1）

電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（P232）

「各市場における NTT ドコモのシェアは増加することがあるものの、ただちに大幅にシェアが増加するものではなく、現時点において、公正競争上、具体的な問題があるとまでは言えないと考えられる。

（中略）

市場検証会議において、引き続き、上記について、禁止行為規制の遵守状況等を確認するとともに、必要に応じ、関連する研究会等とも連携し、各市場における公正競争へ与える影響について検証することが必要である。」

（※2）

電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（P6）

「主要な電気通信事業者に対し、電気通信事業分野に関連した法令・ガイドラインの遵守状況等（市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等、NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況及び市場検証の取組における組織再編に係る対応等を含む）について、本方針等で定めた確認項目を定期的に確認する。」

【ソフトバンク株式会社】

意見2-1-3 通信政策特別委員会の公正競争ワーキンググループにおいて累次の公正競争条件について検討されている状況を踏まえ検証をすることの追記を要望。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会において、公正競争ワーキンググループの論点として以下の論点提示があることから、累次の公正競争条件について検討される状況と理解しています。

- 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 第14回「資料14-2 論点整理（公正競争WG）」(P35)

「(NTTに対する累次の公正競争条件について、各条件の要否、内容や対象)

- ① NTTに対する累次の公正競争条件（NTTドコモ分離時やNTT再編時等に、グループ内事業者と他事業者との間の公平性等を確保するために課された条件※）について、NTTからは、電気通信事業法の規制で対応できる条件や電気通信事業を営まないNTT持株に係る一部の条件は見直してもらいたいとの意見があった一方、構成員等からは、NTT東西の株式を100%保有するNTT持株に係る公正競争条件も維持すべきとの意見のほか、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、個別に検討を行った上で、必要な条件は維持・強化し、必要性が低下した条件は廃止すべきとの意見が多かったところ、各公正競争条件の要否、内容や対象についてどう考えるか。
※NTT東西のネットワークの公平な提供、各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止等

(NTTに対する累次の公正競争条件の法的位置付け)

- ② 累次の公正競争条件は、形式としては、NTT法や電気通信事業法上の規律として設けられたものではないところ、NTTからは、法に規定されていない条件の法定化について、その必要性の有無を慎重に見極めることが必要との意見があった一方、構成員等からは、今後必要な条件は、その内容や対象を一定の柔軟性がある形で法的に位置付けて、その遵守状況を検証するなど、法的安定性や実効性を確保すべきとの意見が多かったこと等を踏まえ、累次の公正競争条件の法定化や検証の在り方についてどう考えるか。」

上記の状況に鑑み、下記修正案のとおり追記することを要望します。

【修正案】

確認の結果は以下のとおりである。令和5年度検証においては、公正競争条件に反するような行為等は認められなかったが、現在、通信政策特別委員会の公正競争ワーキンググループなどにおいて検討されている事項も踏まえ、引き続き、検証を行っていく。

【ソフトバンク株式会社】

- 通信政策特別委員会の公正競争ワーキンググループなどにおける議論も踏まえて対応することを想定していますが、現時点では議論が継続されている段階であることから、該当箇所については、原案のとおりとします。

無

意見2-1-4 NTTグループに対する公正競争条件のうち、特に「NTT東西によるネットワークの公平な提供」「各種取引条件等の公平性の担保」

「独立した営業部門の設置」「顧客情報その他の情報の公平な提供」については、より実効性のある規律に強化すべきとの考え。その上で、これらの公正競争条件の NTT グループ各社による遵守状況について、透明性・実効性のある検証の実施を要望。		
<p>NTT 持株による NTT ドコモの完全子会社化や、NTT ドコモによる NTT コミュニケーションズ及び NTT コムウェアの子会社化等のグループ内再編については、各々の時点における公正競争条件に基づく検証が十分には行われずになされたと認識しております。</p> <p>「令和5年度検証においては、公正競争条件に反するような行為等は認められなかったが、引き続き、検証を行っていく」(P246)とされているところ、「大NTTの復活」(事実上の一体化)を背景とした次世代ネットワーク基盤の構築や海外展開の利益、ノウハウの NTT グループ内還元による市場支配力の増大等には、NTT グループの不当な競争力拡大、ひいては公正競争の阻害を引き起こす懸念があることから、当該公正競争条件のうち、特に「NTT 東西によるネットワークの公平な提供」「各種取引条件等の公平性の担保」「独立した営業部門の設置」「顧客情報その他の情報の公平な提供」については、より実効性のある規律に強化すべきと考えます。</p> <p>その上で、これらの公正競争条件の NTT グループ各社による遵守状況について、透明性・実効性のある検証を実施して頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化については「公正競争確保の在り方に関する検討会議」において、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズ及びNTTコムウェアの子会社化については令和3年度の市場検証会議において議論や検証を行っております。</p> <p>○ NTTグループの組織再編については、引き続き令和3年度年次レポート第2編第1章第2節2「市場検証の取組における組織再編等に係る対応等」及び令和4年度年次レポート第2編第6章第1節3等を踏まえ、競争状況等に関する指標の定点的観測のほか、年次計画3(2)②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行ってまいります。</p>	無
意見2-1-5 サプライヤーとの取引状況について、業界全体での更なる取組向上を図るためにも、中小企業庁での調査と連携して以下のような対応が行われることを要望。		
<p>サプライヤーとの取引状況については、弊社でも重要取組の一つと捉え、以前より取引先企業様との協議や社内での啓蒙活動等に取り組んでおります。</p> <p>また、様々な機関による本件に関するアンケート調査等の結果は、弊社でも参考にしています。</p> <p>これらの調査については、業界全体での更なる取組向上を図るためにも、中小企業庁での調査と連携して以下のような対応が行われることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 通信業界（発注者側）に求められる課題とされる点や発注企業側への要望等を各取引先企業様の「業界/取引内容」別に調査し、意見を集約すること。 • 調査結果については「受注企業様からの評価」として真摯に受け止め、今後の活動への貴重な内容として参考としているところ、発注企業側目線での対応/評価も一定程度考慮/反映した調査になること。 • 受注企業様目線にて「価格転嫁ができたか否か（0か1か）」だけでなく、例えば「発注企業側からこういう説明をしてもらえたので〇割の値上げで合意できた」「こういった部分は認めてくれた」等も含めた発注者・受注者双方の視点からの 	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	無

アンケート調査を実施すること。	【ソフトバンク株式会社】	
意見2-1-6 モバイル市場での競争の進展に伴い、MNOの中で当社の競争優位性が低減している状況等を踏まえると、禁止行為規制の在り方を見直すことが必要。		
<ul style="list-style-type: none"> モバイル市場での競争の進展に伴い、当社の携帯電話等の契約数シェアはNTT分社時には6割だったものが、現在は4割以下（2024年3月時点で34.6% ※MVNOを除く）であり、競争優位性は低減している状況にあります。 MNOだけでなく様々な事業者が多様なサービスを提供していることや、MNO3社のMVNOへの影響力に差分が少なくなっていることを踏まえれば、禁止行為規制の在り方を見直すことが必要であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定は、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（令和5年4月20日改定）に沿って、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の当該設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の市場シェアの推移その他の事情を勘案して行われているところです。 なお、年次計画3(2)⑤の記載のとおり、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について、把握・検証を実施してまいります。 	無
【株式会社NTTドコモ】		

3. 電気通信市場の検証

3-1 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-1-1 MNO3社に競争阻害的な行為等がないか、引き続き注視することを要望。		
<p>当社やMVNO各事業者はMNO3社の利用者にも選択して頂ける携帯電話サービスを展開しているものの、「MNO3社の合計シェアが80%を超えている状況は継続している」（PP.271-272）ことから、競争阻害的な行為等が行われていないか、引き続き注視して頂きますようお願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争を阻害する行為等については、総務省において状況を注視してまいります。 	無

特に、利用者による、専ら MNP を行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為（いわゆる「踏み台」行為）を防ぐために講じられている措置について、その実効性の検証が必要であると考えます。

また、本年6月に公表された「競争ルールの検証に関する報告書 2024（案）」において、「携帯電話市場の寡占状況は継続し、通信料金の消費者物価指数が（略）上昇している状況に鑑みれば、事業者間の更なる競争の促進が重要である」（P149）ことから「乗換え検討先事業者の通信サービスの質を『お試し』として利用しやすくすることを可能とすることが適当」（P150）であり、「端末購入を条件としない、新規契約を条件とする通信料金割引について（略）限定的に認める」（同）との方向性が示されたところ、当該割引制度が適切に運用されているかの検証、及び、「通信料金割引については（略）モバイルスタックテスト（略）においても考慮される」（同）と示されたところ、当該割引制度自体が市場に及ぼす影響についての検証も必要ではないかと考えます。

加えて、令和5年9月に公表された「競争ルールの検証に関する報告書 2023」において、「MNO3社及びその販売代理店においては、MNPによる新規契約者に対し、それ以外の方法による新規契約者に比べて高額な利益の提供を提示する等有利な条件を提示することが行われている」（P104）現状に鑑み、「他の事業者において事業の妨げとなっている事実が判明したにもかかわらず、他の事業者への『踏み台』行為を防ぐための適切な措置（略）を講ずることなく MNP による新規加入を優遇することは業務改善命令（事業法第29条第1項第12号）の対象となり得ることをガイドラインにおいて明確化することが適当」（PP. 105-106）との見解が示されるとともに、令和5年12月27日には「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が改定され、「利用者に対して、専ら MNP を行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること」（P48）が「電気通信事業法上問題となる行為」として同法29条第1項第12号に基づく業務改善命令の対象となることが明確化されました。

しかしながら、上記指針の改定以降も当社の契約者において「踏み台」行為が引き続き発生している実態があることから、未だ根本的な解決には至っていないと認識しております。

したがって、事業者のみならず販売代理店に対しても、「踏み台」行為が発生する原因にも挙げられる販売代理店における店舗評価指標や、MNP 利用者に対する優遇施策の実態等につきヒアリングを実施するなどし、MNO3社による措置の実効性について検証頂くことを要望致します。

【楽天モバイル株式会社】

意見3-1-2 モバイル市場においては引き続きMVNOが市場における競争の軸として機能することにより、事業者間の競争を活性化させ利用者利便の向上を図ることが重要との考え。MNOとMVNO間の競争状況を注視するとともに公正な競争環境の実現につながる施策の検討・実施や制度整備を要望。

<ul style="list-style-type: none"> 図表Ⅱ-1によるとMNOのシェアはほぼ横ばいで推移しているとともに、市場の集中度を測る指標であるHHIは高い水準にあることから、移動系通信市場はMNOによる協調的寡占に陥ることが懸念される状況にあると考えます。 また、本レポート案では、MVNOのシェアが伸びた旨が示されておりますが、図表Ⅱ-18によると、昨年度における携帯電話向け通信サービス契約数は、MNO5者のみで約330万件増加している一方で、1,800者程度存在するMVNO全体でも約69万件の増加にとどまっている状況であることから、依然としてMNOとMVNOの間には大きな競争力の差が存在していると考えます。 この点、モバイル市場においては引き続きMVNOが市場における競争の軸として機能することにより、事業者間の競争を活性化させ利用者利便の向上を図ることが重要であると考えており、MNOとMVNO間の競争状況を注視いただくとともに公正な競争環境の実現につながる施策の検討・実施や制度整備を要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p style="text-align: center;">意見3-1-3 サブブランドやグループ内MVNOを含むMNOグループと独立系MVNOが公正な競争をおこなえているのかについて、更なる検証が必要との考え。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 移動系通信市場において、多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化を図っていくためには引き続きMVNOが市場における競争の軸として機能することが重要であり、特にMNOグループと独立系MVNOの間のイコールフットイングの確保が重要となります。 MNOはサブブランドやグループ内MVNOが独立系MVNOと近接する料金でメインブランドと同等品質のサービスを提供しており、サブブランドやグループ内MVNOを含むMNOグループと独立系MVNOが公正な競争をおこなえているのかについて、更なる検証が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - MNOのサブブランド等の契約数をMNO契約数と分離した上でMNO各社のシェアを分析 - MNOグループ内MVNOによるプランの契約数と独立系MVNOの契約数を分離した上でMVNOのシェアを分析 など <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証の参考とさせていただきます。</p> <p>○ なお、MVNOについては、グループの内を外を問わずにシェアの分析を実施しております。</p>	<p>無</p>
<p style="text-align: center;">意見3-1-4 金融・決済サービスとの連携によるポイント還元等、通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか、さらにその原資負担の所在の確認等、公正競争を阻害する可能性がないかについて、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 金融・決済サービスとの連携によるポイント還元等、通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか、さらにその原資負担の所在の確認等、公正競争を阻害する可能性がないかを確認することは電気通信市場の健全な発展に重要であるため、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見3-1-5 法人向けサービス市場において、MNOによる競争阻害的な行為が行われていないか注視するとともに、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じることを要望。		
<ul style="list-style-type: none"> 法人向けサービス市場は、ネットワークだけでなくソリューションもセット提供するトータルソリューションによって顧客ニーズを満たすことが重要な市場と考えるところ、ネットワーク単体で提供される場合とネットワークとソリューションがセットで提供される場合を想定して検証することに賛同いたします。 このうち IoT 機器接続用途においては、通信モジュールの市場が拡大する中、図表V-27、図表V-40にある通り、調達先事業者候補の上位をMNOが占めていること、またクラウド市場においては、仮にMNOが市場シェアの高いクラウド事業者と提携する場合に、排他的な市場環境を作り出す可能性が考えられることを踏まえると、その動向を注視いただく必要があります。 この点、MNOによる競争阻害的な行為が行われていないか注視いただくとともに、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	無
【株式会社オプテージ】		

4. その他

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見4-1 NTTグループのサイバーセキュリティ・個人情報への配慮についての意見。		
<p>サイバーセキュリティ・個人情報への配慮を行っている事を装おうとしている事について大きな疑問がある。</p> <p>NTT ドコモは、そのサービス提供を行っている携帯ネットワーク配下の携帯端末が xxx@docomo.ne.jp となる電子メールアドレスからインターネット上にある電子メール受信用サーバにメールを送信する電子メールシステムの電子的処理の際に、TLS での保護 (SMTPoverTLS、STARTTLS による) を行っていないようである。</p> <p>そんな姿勢では到底サイバーセキュリティ・個人情報保護への配慮や体制強化が行われているとは言えないものであるし、JIS Q 27001 (ISO 27001) の取得なども虚偽的・詐術的に思われるものである (どう考えてもそうであろう。そして、少なくとも当方 (NTT ドコモのサービス提供を受けている契約者・利害関係者本人) は、そういう事について何年も前から NTT ドコモに何度か指摘を行っているのであるが、全然対応をしようとしないうし、非常に不誠実な対応を取ってきさえする (「セキュリティに関する事で社外秘の機密事項である。」というような返答が返ってくる。問題指摘に対する対応としてふざけているようにしか見えない。誠実さも無いように思われる。))。</p>	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	無

また、NTT グループについて全体的に DKIM の導入状況が芳しくないようであり、また NTT ビリングという NTT グループでの料金まとめサービス等についても、DKIM 及びやはり TLS での暗号化が無く、利用料金・電子メールアドレス（これには氏名が含まれている事もあるであろう。私は自らの氏名が中に入った電子メールアドレスも保有しているが、このメールアドレスを利用した場合、即時に個人情報の扱いが該当する事になる。）・電話番号の一部がそのヘッダ・コンテンツにおいて示されたメールが、セキュリティについて問題ある状況で送信されてくる。

もちろん対応を行うべきはずであるが、とりあえず、NTT グループは、サイバーセキュリティや個人情報保護に関しての ISO・JIS 規格の取得について、急ぎ自らその廃止を行うようにされたい。NTT グループが行っている行為は、優良誤認のものであろう。こういう部分について、総務省は、ちゃんと問題視し、そして相手が NTT グループ事業者でもちゃんと行政指導を行うようにされたい。（なお、日本の電気通信事業において広く一般に存在するような事態であろう。それは総務省が懈怠を続けていたからであるが。）

【個人】

Ⅱ 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和6年度)(案)」関係

- 意見募集期間 : 令和6年7月9日(火)から令和6年8月7日(水)まで
- 意見提出数 : 11件(法人・団体:10件、個人:1件)
- 意見提出者 : ※意見提出数は、意見提出者数としています。

1	日本電信電話株式会社
2	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
3	JCOM株式会社
4	株式会社NTTドコモ
5	東日本電信電話株式会社
6	株式会社オプテージ
7	西日本電信電話株式会社
8	ソフトバンク株式会社
9	楽天モバイル株式会社
10	KDDI株式会社
—	個人(1件)

■ 総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 (※再掲) 今後の市場検証会議について、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、従来からの広範な事前規制や説明・報告義務等を見直し、公正競争上真に必要な事項について事後検証・事後規制を基本とした検証の枠組みへと大胆に変えることを要望。</p> <p>研究開発競争の状況の把握に当たっては、可能な範囲で情報提供に協力していく考え。</p> <p>昨年度より新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き可能な範囲において情報提供に協力していく考え。経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施することを要望。また、各種報告を求める際は、既に提出している報告事項や公表資料を活用するなど過度な負担や報告の重複が生じないように配慮することを要望。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>情報通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、固定電話（IP 電話含む）の契約数約 6,000 万に対し、携帯電話の契約数は 2 億以上に拡大する等、利用者のコミュニケーションは電話からモバイル中心に移行しており、さらにスマートフォン+アプリにより通話を含めた様々なサービスの代替が進み、SNS 等のメッセージサービスがコミュニケーションの主流となっています。今後も 6G や NTN 等の新たな通信技術の登場・普及に伴い、自動運転や一次産業の ICT 化、スマートシティ等、モバイルや IoT のさらなる進展・高度化が見込まれます。</p> <p>また、従来の国内事業者における固定通信・移動通信という市場構造・競争環境は大きく変化してきており、プラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワーク事業者だけに留まらず、レイヤー横断的な形で競争の構造が変化し、多様なプレイヤーによる通信ビジネスが展開されつつあります。</p> <p>一方で、固定電話の利用は大幅に減少し、老朽化も進み、コスト効率が悪化する中、2035 年度を目標にメタル設備は縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難な状況であり、技術の進展や利用者の利用実態を踏まえ、利用者の利便性向上等を主眼に、新たなユニバーサルサービスの仕組みを検討することが必要と考えます。（通信政策特別委員会において、ユニバーサルサービスを含めた様々な論点を議論中）</p> <p>今後の市場検証会議についても、固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレイヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、従来からの広範な事前規制や説明・報告義務等を見直し、公正競争上真に必要な事項について事後検証・事後規制を基本とした検証の枠組みへと大胆に変えていくことで、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しをいただきたいと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ また、研究開発の取組状況について、検証に必要な情報を可能な限り提供していただけることを期待しております。 ○ モニタリングの実施に当たっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。 	<p>無</p>

2. 検証強化項目への対応について

<研究開発競争の状況の把握について>

当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等の向上を図るとともに、当社の事業成長も達成し、さらなる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長サイクルをめざして研究開発を実施してきており、これまでもIOWN や NTT 版 LLM 「tsuzumi」等の研究開発に取り組んできたところです。今般の研究開発成果の普及責務の撤廃により可能となった柔軟なパートナーリングを活用して成果の社会実装を進めていくとともに、さらなる成長に向け、IOWN や tsuzumi 等の研究開発の深化・高度化をより一層進め、研究開発の推進責務撤廃後も引き続き新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えです。

また、研究開発の責務撤廃後の基礎・基盤的研究の取組状況の把握について、当社の研究開発の取組状況について開示可能な範囲で協力していく考えです。

なお、国全体の研究開発能力の確保・強化に向けては、産学官全体で促進していくことが必要であり、検証対象については、当社のみならず、他の電気通信事業者や国の研究機関、研究開発法人、大学等も含め、我が国全体の研究開発を対象として検証していくことが必要と考えます。

<業務の適正性等の確認・把握におけるモニタリングについて>

昨年度より新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き可能な範囲において情報提供に協力していく考えですが、モニタリングする情報の範囲については、基本方針にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、今後、モニタリングの実施・運用、見直しに際しては、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、実施いただきたいと考えます。

また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求める際においては、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないよう配慮いただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

意見0-2 (※再掲) 今後の市場検証会議について、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、従来からの広範な事前規制や説明・報告義務等を見直し、公正競争上真に必要な事項について事後検証・事後規制を基本とした検証の枠組みへと大胆に変えることを要望。

昨年度より新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き可能な範囲において情報提供に協力していく考え。経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、情報提供の目的、提供方法や情報の公開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、モニタリングを実施することを要望。また、各種報告を求める際は、既に提出している報告事項や公表資料を活用するなど過度な負担や報告の重複が生じないよう配慮することを要望。

<p>1. 基本的な考え方</p> <p>情報通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、固定電話（IP 電話含む）の契約数約 6,000 万に対し、携帯電話の契約数は 2 億以上に拡大する等、利用者のコミュニケーションは電話からモバイル中心に移行しており、さらにスマートフォン+アプリにより通話を含めた様々なサービスの代替が進み、SNS 等のメッセージサービスがコミュニケーションの主流となっています。今後も 6G や NTN 等の新たな通信技術の登場・普及に伴い、自動運転や一次産業の ICT 化、スマートシティ等、モバイルや IoT のさらなる進展・高度化が見込まれます。</p> <p>また、従来国内事業者における固定通信・移動通信という市場構造・競争環境は大きく変化してきており、プラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM 等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、ネットワーク事業者だけに留まらず、レイヤー横断的な形で競争の構造が変化し、多様なプレイヤーによる通信ビジネスが展開されつつあります。</p> <p>一方で、固定電話の利用は大幅に減少し、老朽化も進み、コスト効率が悪化する中、2035 年度を目途にメタル設備は縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難な状況であり、技術の進展や利用者の利用実態を踏まえ、利用者の利便性向上等を主眼に、新たなユニバーサルサービスの仕組みを検討することが必要と考えます。（通信政策特別委員会において、ユニバーサルサービスを含めた様々な論点を議論中）</p> <p>今後の市場検証会議についても、固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレイヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、従来からの広範な事前規制や説明・報告義務等を見直し、公正競争上真に必要な事項について事後検証・事後規制を基本とした検証の枠組みへと大胆に変えていくことで、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しをいただきたいと考えます。</p> <p>2. 検証強化項目への対応について</p> <p>昨年度より新たに検証項目として追加された各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き可能な範囲において情報提供に協力していく考えですが、モニタリングする情報の範囲については、基本方針にも記載の検証目的である「電気通信事業分野における公正競争確保」に資する項目を対象とすべきであり、加えて、経営上の観点だけでなく、安全保障等の観点から提供が困難となる情報も存在することから、今後、モニタリングの実施・運用、見直しに際しては、情報提供の目的、提供方法や情報の公</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 ○ モニタリングの実施に当たっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。 	<p>無</p>
--	---	----------

<p>開範囲等、事前に事業者と意識合わせの上、実施いただきたいと考えます。</p> <p>また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求めるときにおいては、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないよう配慮いただくとともに、約 70 にも及ぶ累次の各種報告事項を規定する法令や各種要請等の改廃を検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見 0-3 次年度検証期間において、通信政策特別委員会の結果を踏まえた検証会議の検証内容などの見直しについて議論を行うことを明示すべく、その旨の追記を要望。</p>		
<p>現在、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会において「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について議論が行われているところ、公正競争の確保のために規制遵守状況などの不断の検証・検証の透明性の一層の確保・検証及びその結果を踏まえた措置の実効性の確保の必要性を示す方向性が示されている状況です（※）。</p> <p>2021 年 10 月 13 日の公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書において「今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになったり、市場環境が大きく変化したりすることにより、既存ルール等の見直しの必要性が生じれば、速やかに、必要な検討を行う必要がある」と記載されています。すなわち、公正競争の確保に関する検討の結果として、行為規制の内容等が見直された場合には、本検証会議においてはこれまで以上に行為規制の遵守状況の検証機能の検討・強化・実行が求められるものであり、公正競争環境の変化に応じた速やかな対応が必要であると考えます。</p> <p>したがって、次年度検証期間における、上記会議体の結果を踏まえた本検証会議の検証内容などの見直しについて議論を行う旨、明示すべきであり、以下修正案のとおり追記することを要望します。</p> <p>【修正案】 年次計画の策定後、「電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」を順次実施し、令和 7 年 7 月（目途）に令和 6 年度年次レポート（案）及び令和 7 年度年次計画（案）を作成する。 <u>また、通信政策特別委員会にて行われている、市場環境の変化に対応した日本電信電話株式会社法・電気通信事業法の見直しなど通信政策全般の在り方について議論内容・結果を踏まえ、市場検証会議において議論を行った上で分析検証項目の適宜見直しを行うこととする。</u> 令和 6 年度年次レポート及び令和 7 年度年次計画については、意見募集を経て、令和 7 年 8 月（目途）に策定・公表することとする。 想定する実施スケジュールは、以下のとおりである</p> <p>（※）情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 第 14 回「資料 14-2</p>	<p>○ 通信政策特別委員会における議論も踏まえて対応することを想定していますが、現時点では議論が継続されている段階であることから、該当箇所については、原案のとおりとします。</p>	<p>無</p>

<p>論点整理（公正競争WG）」(P5)</p> <p>「公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や市場環境を不断に検証し、市場環境の変化を踏まえて、規制の内容はもとより事前・事後規制といった手法を含む規制の在り方について、規制のPDCAサイクルを回して必要に応じて見直していくことが不可欠であることから、検証の透明性の一層の確保や、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性の確保のため、検証の枠組みを法的に位置付けることが必要との意見が多かったが、どう考えるか。」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見0-4（※再掲）NTTグループの組織再編に対しては、公正な競争環境を確保するために、「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート」に定められたスキームに則り、十分な検証期間を設け、当該組織再編による市場への影響を継続的且つ的確に検証することが必要との考え。</p>		
<p>はじめに</p> <p>昨年9月より、情報通信審議会 電気通信事業政策部会に、通信政策特別委員会が設置され、2030年頃に実現が見込まれる情報通信インフラの将来像を見据え、情報通信インフラの整備・維持や競争ルール等の整備の在り方等について、検討が進められています。また、通信政策特別委員会での検討を受けて、本年4月にNTT法が改正されるとともに、NTTに対する累次の公正競争条件の法定化等、特殊会社であるNTTに対する規律やNTTの在り方についての検討が行われています。</p> <p>一方、市場検証会議では、電気通信事業分野における公正競争を促進するために、「電気通信事業分野における市場動向の分析」と「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」が定点的に行われています。さらに、NTTグループが実施する組織再編による公正競争上の問題への対応を行うために、令和4年8月に公表された「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート」（以下「令和3年度年次レポート」という。）において、具体的な対応スキーム※が定められました。</p> <p>NTTグループの組織再編に対しては、公正な競争環境を確保するために、当該スキームに則り、十分な検証期間を設け、当該組織再編による市場への影響を継続的且つ的確に検証する必要があります。</p> <p>※ 令和3年度年次レポート第2編第1章第2節2「市場検証の取組における組織再編等に係る対応等」に記載されている取組</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ NTTグループの組織再編については、令和3年度年次レポート第2編第1章第2節2「市場検証の取組における組織再編等に係る対応等」及び令和4年度年次レポート第2編第6章第1節3等を踏まえ、競争状況等に関する指標の定点的観測のほか、年次計画3(2)②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行っていきます。</p>	<p>無</p>

1. 電気通信事業分野における市場動向の分析

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-1 可能な限り検証に係る情報提供に協力していく考え。機微な営業情報を扱う場合には、取り扱いについて配慮を要望。</p>		

<ul style="list-style-type: none"> 当社は非電気通信事業としてポイント事業を営んでいるところであり、検証にあたっては各事業者の創意工夫により事業展開がなされてきたことを十分に留意いただきたいと思いますと考えます。 また、ポイント経済圏に関連する事業について、自社事業として事業を展開する場合と、グループ会社及び他社との提携により事業を展開する場合とで、検証の内容や対象に差異を設けることは適切ではないと考えます。 当社としては、可能な範囲において検証に係る情報提供に協力していく考えですが、事業者には過度な負担とならないようお願いするとともに、機微な営業情報を扱う場合には、事業者ヒアリングや年次レポート等における取り扱いについても配慮いただきたいと思いますと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、令和6年度の市場検証の参考とさせていただきます。 ○ なお、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」の脚注1（3頁）に記載のとおり、「総務省が市場検証のプロセスで収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮」を行うこととしております。 	<p>無</p>
意見1-2 関係事業者等へヒアリングを実施する際には、事業者側に過度な負担を強いるものとならないよう要望。		
<p>「必要に応じて、市場検証会議においてヒアリングを実施する」（P2）とされているところ、関係事業者等へ上記のヒアリングを実施する際には、事業者側に過度な負担を強いるものとならないよう留意頂きたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、令和6年度の市場検証の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
意見1-3 （※再掲）金融・決済サービスとの連携によるポイント還元等、通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか、さらにその原資負担の所在の確認等、公正競争を阻害する可能性がないかについて、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同。		
<ul style="list-style-type: none"> 金融・決済サービスとの連携によるポイント還元等、通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか、さらにその原資負担の所在の確認等、公正競争を阻害する可能性がないかを確認することは電気通信市場の健全な発展に重要であるため、今後も継続的な分析・確認をすることに賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p>無</p>
意見1-4 NTT持株の電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務の廃止の影響は今後継続的に確認することが必要との考えから、記載について修文を要望。		
<p>2024年4月17日に成立した「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」によりNTT持株殿に課されていた電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務は廃止されたことから、当該責務の廃止の影響は今後継続的に確認が必要であり、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会においても以下のとおりその必要性については言及されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次報告書（P15～16）」 「ただし、研究の推進責務が撤廃された後、短期的利益を追求する株主の意見等により、リスクの高い基礎・基盤的研究が後退しないかという懸念もあるが、この点については、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御指摘の点も含め、年次計画2（2）のとおり、「研究開発競争の状況」について、「市場検証会議においてヒアリングを実施」し検証を行うことを想定していることから、該当箇所については、原案のとおりとします。 	<p>無</p>

<p>NTT から、今後も、更なる成長に向け、IOWN 等の研究開発の深化・高度化を進めていくとともに、新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであり、研究の推進責務の有無にかかわらず、研究開発を継続的に推進していく考えとの表明があったことも踏まえ、総務省において、NTT の基礎・基盤的研究の取組状況について継続的に検証していくことが適当である。その結果、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、総務省において、必要な対応の検討が求められる。」</p> <p>研究に係る責務の撤廃は、競争力強化の観点からなされたものであることから、責務撤廃の結果として、研究開発の促進・競争力強化が実現しているのか、その効果を測定する必要があると考えます。また、従来は研究にかかる成果の普及責務があったことから情報開示が担保されていたものの、当該責務廃止に伴い情報提供にあたりグループを優遇するインセンティブが高まることから、このような優遇を防ぐため、累次の公正競争条件に照らして情報提供・取引の公平性が担保されているか確認する必要があると考えます。</p> <p>上記の考えから、下記修正案のとおり追記及び修正することを要望します。</p> <p>【修正案】 上記に加え、NTT の研究に係る責務撤廃後の NTT の基礎・基盤的研究の取組状況を含む、研究開発競争の状況を把握し、今後の検証に当たっての観点や留意点について<u>速やかに</u>市場検証会議において議論の上、必要に応じ検討及びヒアリングを実施する。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見 1-5 NTTの基礎・基盤的研究の取組状況を把握し、今後の検証に当たっての観点や留意点について検討を行うことに賛同。今後、本検証の結果を踏まえ、NTT法の見直し等、必要な対応を行っていくことが必要との考え。		
<p>NTT の基礎・基盤的研究の取組状況を把握し、今後の検証に当たっての観点や留意点について検討を行うことに賛同いたします。</p> <p>本年 4 月に NTT 法が改正され、NTT に対する研究に係る責務が撤廃されましたが、その改正目的は、「国際競争力の強化」であると理解しています。</p> <p>したがって、本検証においては「国際競争力の強化」に寄与する取組となっているのかどうかを検討する観点が必要であり、具体的な検討方法や結果について、研究に係る責務の撤廃を求めている NTT 自身が示すべきと考えます。</p> <p>また、総務省は、本検証を継続的に行い、「国際競争力の弱体化」につながる可能性のある「国民の資産である研究開発の成果の売却」について注視すべきと考えます。</p> <p>今後、本検証の結果を踏まえ、NTT 法の見直し等、必要な対応を行っていくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
意見 1-6 従来の音声通信サービスとOTTサービスの間の代替性の分析を継続的に行う必要性は低いとの考え。		
<p>令和 6 年度においても、従来の音声通信サービスと OTT サービスの間の代替性が分析項目</p>	<p>○ 頂いた御意見については、今後の</p>	<p>無</p>

<p>として挙げられていますが、携帯電話・固定電話・OTT サービス間の代替性の認識の確認結果については、既に令和4、5年度年次レポートでも示されることです。</p> <p>また、利用者におけるサービスの代替性の認識は短期間で変動するとは考え難いことから、継続的に確認を行う必要性は低いと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	
<p>意見1-7 利用者アンケートにおいて、「他社サービスへの乗り換えやMNP利用状況などの利用者の状況を確認する」こととする本年次計画（案）の方針に賛同。</p> <p>MNO3社のサブブランド分を含め、複雑で分かりにくい料金プランや他社ブランドの検討を排除しかねない環境が、利用者の困り込みにつながり、公正な競争環境の阻害要因となっていないか検証がなされることを要望。また、利用者の利便性向上に向けスイッチングの円滑化を一層促進する観点から、利用者が具体的にどのような手続を面倒と感じているかについての検証と、必要に応じ、その結果を踏まえての、手続の簡素化に向けた検討が行われることを要望。</p>		
<p>利用者アンケートにおいて、「MNO 廉価プラン等の状況や令和5年5月から開始の MNP ワンストップサービスに伴う移動系通信市場における利用者への影響について、他社サービスへの乗り換えやMNP利用状況などの利用者の状況を確認する」観点からの項目を設けることとする（P3）とする本年次計画（案）の方針に賛同致します。</p> <p>同一事業者または同一グループの中に通信料金が異なるメインブランドとサブブランドが併存し、それぞれにおいて更にデータ通信容量や付帯サービスが異なるプランが複数提供されるような状況では、その複雑さのあまり、利用者が自身のニーズに合ったプランを選択することは容易ではないものと思われます。その上、メインブランドからの乗り換えを検討する利用者に対し、実質的な引き止め策として廉価プランとしてサブブランドの提示が可能であることから、こうした環境が利用者の困り込みにつながっているのではないかと考えます。</p> <p>令和4年度に行われたモバイルスタックテストにおいてはNTTドコモの「ahamo」（20GB）、KDDIの「povo2.0」（3GB）、ソフトバンクの「LINEMO ミニプラン」（3GB）が検証対象サービス等とされ、MNO3社が検証を実施したところ、いずれも接続料等が利用者料金を下回っているとの結果が示されるとともに、当該結果について、接続料の算定等に関する研究会において、検証対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当とされました。</p> <p>しかしながら、当社としては先述した状況は今なお継続していると認識しています。公正な競争は、利用者が料金やサービスの内容を理解し、比較できる状況が担保されていることを前提としているものと思いますが、過度に複雑な料金プランやサービスは、利用者の正確な理解やこれに基づく適切なプラン選択の妨げとなりかねません。</p> <p>つきましては、MNO3社のサブブランド分を含め、複雑で分かりにくい料金プランや他社ブランドの検討を排除しかねないこうした環境が、利用者の困り込みにつながり、公正な競争環境の阻害要因となっていないか検証頂くことを要望致します。</p> <p>また、「電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート（案）」の参考4「移動系通信の利用者向けアンケート結果（詳細）」において、「メイン回線及びサブ回線に</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>係る変更先として回答したサービスに現時点で切り替えない理由」(略)について、『通信会社を変更するのが面倒だから』との回答は、メイン回線の場合は12.3%、サブ回線の場合は11.6%であった」(P364)とあることから、乗り換えを検討しているものの手続を面倒と感じ、本意ではないプランに加入し続けている利用者が一定割合存在することが考えられます。</p> <p>つきましては、利用者の利便性向上に向けスイッチングの円滑化を一層促進する観点から、利用者が具体的にどのような手続を面倒と感じているかについての検証と、必要に応じ、その結果を踏まえての、手続の簡素化に向けた検討が行われることを要望致します。</p> <p>なお、面倒と感じる手続の具体的な例としては以下が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約情報の入力 ・契約約款を読むこと ・本人確認手続(他事業者への依拠による過去の確認結果の活用ができない等) ・MNP手続(MNPツーストップ方式において移転元事業者でのMNP予約番号の発行申請に手間かかる等) <p>※MNPワンストップに関する検証項目については、本年次レポート(案)における利用者アンケートの設問IQ51に記載のMNPワンストップに係る項目を引用することも考えられます。</p> <p>また、本人確認手続については、「不適正利用対策に関するワーキンググループ」の第6回会合(本年6月20日)の資料6-1「携帯電話不正利用防止法の本人確認方法の見直しの方向性(案)」において「過去の確認結果への依拠」が示されており、これが実現されることで、他事業者への依拠による過去の確認結果を活用でき、手続の簡素化が図られることが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見1-8 MNO廉価プラン等の状況や事業者間の乗り換えなどの利用者の状況を定量的に把握・分析する本年次計画案の考え方に賛同。 MNOグループと独立系MVNOの競争状況を検証するためには、MNOのメインブランドだけではなく、サブブランドや廉価プラン、グループ内MVNOの内訳を明らかにした上で、サービス間の乗り換え状況を定量的に分析することが重要との考え。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・MNOの廉価プラン等の料金水準は多くのMVNOが提供する料金水準と近接することから、MNO廉価プラン等の状況や事業者間の乗り換えなどの利用者の状況を定量的に把握・分析することは、移動系通信市場の公正な競争環境の確保において重要だと考えますので、本年次計画案の考え方に賛同いたします。 ・この点、MNOグループと独立系MVNOの競争状況を検証するためには、MNOのメインブランドだけではなく、サブブランドや廉価プラン、グループ内MVNOの内訳を明らかにした上で、サービス間の乗り換え状況を定量的に分析することが重要と考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見1-9 法人向けサービスの検証においては、相対契約の状況が既存事業者による顧客の囲い込みに繋がり公正な競争環境の阻害要因となっていないか、また、価格競争やサービスイノベーションが働きづらい状況を生じさせていないか、といった観点についても検証することを要望。</p>		
<p>「電気通信事業分野における市場検証(令和5年度)年次レポート(案)」において、「2023</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、今後の 	<p>無</p>

<p>年度末における法人に対し約款によらず提供されている携帯電話・BWA アクセスサービス（略）の契約数は（略）年々増加傾向にある」（P157）とされているところ、相対契約の比率が大きい法人向けサービスにおいては、相対契約における回線の解約違約金が高額であったり、当該解約違約金が発生しない期間が短かったりすることから、事業者間のスイッチングが阻害され、既存事業者による顧客の囲い込みに繋がっていると懸念されます。</p> <p>つきましては、法人向けサービスの検証においては、「従来の固定電話サービス・携帯電話サービスだけでなく、ローカル5Gも含めた様々な通信ネットワークを利用したIoTサービスなど多様な法人向けサービスが提供される中、IoTサービスにかかる法人等利用者の利用状況等を確認する」（P4）観点のみならず、相対契約の状況が既存事業者による顧客の囲い込みに繋がり公正な競争環境の阻害要因となっていないか、また、価格競争やサービスイノベーションが働きづらい状況を生じさせていないか、といった観点についても検証がなされることを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	
<p>意見1-10 （※再掲）引き続き、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（案）」で予定されている「法人等利用者へのアンケート」を行うことが適切との考え。</p> <p>また、法人向けサービス市場における競争事業者の範囲は、電気通信事業者だけでなく、国内SIer事業者等も含まれ、レイヤーをまたいだ競争が行われていることから、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズやNTTデータといった個社単位ではなく、NTTグループといった企業グループ単位での競争状況の検証が必要との考え。</p>		
<p>法人向けサービス市場は、「ソリューション市場」での競争力が「ネットワーク市場」の回線契約に影響する市場であると認識しています。</p> <p>そのため、法人向けサービスの実態把握にあたっては、「ネットワーク市場」の回線契約数についての定量的な検証を行うことに加えて、年次レポート（案）にあるとおり、国内の電気通信事業者（MNO・MVNO）と国内SIerでのレイヤーをまたいだ競争が行われていること等、「ソリューション市場」と「ネットワーク市場」間の相互関係等を検証することが重要であると考えます。</p> <p>また、法人向けサービス市場の検証は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者※であるNTT東西、NTTドコモグループのNTTコミュニケーションズ、NTTデータグループのNTTデータ等で構成されるNTTグループの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴うNTTグループの連携状況の変化等について検証することが必要です。</p> <p>検証については、引き続き、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（案）」（以下「年次計画（案）」という。）で予定されている「法人等利用者へのアンケート」を行うことが適切と考えますが、法人向けサービス市場における競争事業者の範囲は、電気通信事業者だけでなく、国内SIer事業者等も含まれ、レイヤーをまたいだ競争が行われていることから、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズやNTTデータといった個社単位ではなく、NTTグループといった企業グループ単位での競争状況の検証が必要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、今後の市場検証の参考とさせていただきます。 ○ なお、法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモ・NTTコムの間での共同提案活動や、NTTドコモ及びNTTコムの間での連携に関し、禁止行為規制の観点から、法人等利用者アンケートや事業者アンケートにおいて確認する予定です。 	<p>無</p>

<p>したがって、この競争状況の検証のために、例えば、「法人等利用者へのアンケート」や「事業者アンケート」等を活用し、以下の項目を把握・分析することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人向けサービスにおける相談相手や窓口 ✓ NTT グループの連携による営業提案の増加有無や営業提案の際の NTT グループのフォーメーション ✓ NTT グループ連携が法人向けサービス提供事業者の選択に及ぼす影響 <p>※ 年次レポート（案）の「WAN サービス市場の事業者別シェア」において、NTT 東日本（第3位）、NTT 西日本（第1位）、NTT コミュニケーションズ（第2位）。また、「日経コンピュータ（2024.07.24）」によれば、IT系の企業の売上は、NTT データグループが首位。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

意見 1-11 IoT市場の動向を分析する際に、MNOとMVNO間の競争状況の確認を要望。

<ul style="list-style-type: none"> • 法人向けの IoT サービスにおいては、回線数規模等に応じた相対契約で提供される場合もあり、特に大型案件については価格競争が激しくなることから MNO 自身が基本料や接続料を含む卸料金を下回るような料金水準にてサービス提案を行う場合が存在する可能性があると考えております。仮にそのような状況となった場合、MVNO では実現困難な料金水準であることから、価格面で競争力を有することができず、IoT 市場における MVNO の淘汰や MNO グループの協調的寡占につながり、その結果として、料金の高止まりやサービスの横並びなど利用者利便を大きく損ねることが懸念されます。 • この点、MNO と MVNO 間でのイコールフットィングの確保が求められるところ、IoT 市場の動向を分析いただく際には以下の内容等についても併せて把握いただき、MNO と MVNO 間の競争状況を確認いただくことを要望いたします。 <ul style="list-style-type: none"> - 提供主体別の IoT サービスの標準価格と提供価格、および値引き率 - 1 案件における回線数規模感 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、今後の市場検証等の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
--	---	----------

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 2-1 （※再掲）NTT ドコモによる NTT レゾナントの吸収合併について、合併後の禁止行為規制の遵守の徹底等の状況の報告を求めたが、定期的に継続して検証を行うことが必要であると考え、その旨の修文を要望。</p> <p>また、「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」については、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握の一環として、必要に応じ継続的・定点的な検証が求められるものであることを明確にするためにも、年次計画に追記を要望。</p>		
<p>電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に規定される禁止行為規制の対象事業者による同社の特定関係法人の吸収合併は、現行の法制度上禁止されるものではありませんが、禁止行為</p>	<p>○ 1 つ目の修正案については、令和 5 年度年次レポート（248 頁）のお</p>	<p>無</p>

の対象となる取引関係を内部化することによる規制の潜脱的回避・市場支配力の濫用の懸念などの観点から、令和3年度年次レポートにおいて「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」が定められました。

今年度の検証では、上記の対応に則り、2023年7月1日付けで行われた株式会社NTTドコモ殿（以下、NTTドコモ殿）による、同社の特定関係法人であるNTTレゾナント株式会社殿（以下、NTTレゾナント殿）の吸収合併について、合併後の禁止行為規制の遵守の徹底等の状況の報告を求めましたが、具体的な問題点の明示の有無に関わらず、左記該当箇所のような今後の検証方向性が示されていることは、以下の観点から適切ではなく、定期的に継続して検証を行うことが必要であると考えます。

1. 電気通信事業法第30条第3項第2号に規定される禁止行為規制における不当な優遇禁止・接続情報の目的外利用の懸念は、電気通信市場における回線シェア等の状況から判断することが困難であること

（※NTTレゾナント殿の吸収合併による、公正競争上問題があるような回線シェアの影響は無いとされている（※1））

2. 検証終了を契機に、NTTドコモ殿に対する合併後の禁止行為規制の遵守の徹底等の対応を行う必要性が喪失し「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」による公正競争上の問題の確認そのものが意味を為さなくなること

3. 今回のような検証内容に関しては、本検証会議の各種文書において定期的に継続検証を行うことが示されていること（※2）

したがって、下記修正案のとおり修正することを要望します。

【修正案】

(P245)

市場検証基本方針4-3に基づき、引き続き注視市場動向の分析を実施。

また、上記を踏まえ「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」については、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握の一環として、必要に応じ継続的・定点的な検証が求められるものであることを明確にするためにも、毎年度の年次計画に、その旨を記載することが必要であると考えます。

したがって、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（案）」に対して、下記修正案のとおり追記することを要望します。

【修正案】

「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（案）」（P6）

3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握

り、「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート第2編第1章第2節2「市場検証の取組における組織再編等に係る対応等」及び電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート第2編第6章第1節3、関連する他の審議会等での議論を踏まえ、引き続き対応」するとしていることから、該当箇所については、原案のとおりとします。

○ 2つ目の修正案については、年次計画3（2）②のとおり、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認において実施していくことを想定していることから、該当箇所については、原案のとおりとします。

<p>(2) 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握に当たっての観点</p> <p>② 市場支配的な電気通信事業者に対する確認 令和6年度においては、令和5年度検証に引き続き、基本方針別表7及び別表8の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関する確認項目（<u>市場検証の取組における組織再編に係る対応等を含む</u>）のうち、接続の業務に関して知り得た情報の6目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、必要に応じ、ヒアリング等を実施し、確認を行う。</p> <p>(※1)</p> <p>電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（P232） 「各市場におけるNTTドコモのシェアは増加することがあるものの、ただちに大幅にシェアが増加するものではなく、現時点において、公正競争上、具体的な問題があるとまでは言えないと考えられる。 (中略) 市場検証会議において、引き続き、上記について、禁止行為規制の遵守状況等を確認するとともに、必要に応じ、関連する研究会等とも連携し、各市場における公正競争へ与える影響について検証することが必要である。」</p> <p>(※2)</p> <p>電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（P6） 「主要な電気通信事業者に対し、電気通信事業分野に関連した法令・ガイドラインの遵守状況等（市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況及び市場検証の取組における組織再編に係る対応等を含む）について、本方針等で定めた確認項目を定期的に確認する。」 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見2-2 モニタリングの取組みについて、法令にて特段規制等定められていない項目も含めて状況を確認し、各事業者へフィードバックを行うことは、対応が必要なものとして事業者を制約するおそれがあるため、実施にあたり引き続き以下の点を要望。</p>		
<p>モニタリングの取組みについて、法令にて特段規制等定められていない項目も含めて状況を確認し、総務省殿が各事業者へフィードバックを行うことは、そのフィードバック内容の取扱いは事業者の意思に委ねられるべきところ、対応が必要なものとして事業者を制約するおそれがあるため、実施にあたり引き続き以下の点を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法令の遵守状況以外の項目をモニタリングする項目として定める場合は、その必要性について事前に十分な説明を行うこと 公表方法・範囲についてはヒアリングを行う段階で決定し、事前に事業者へ説明すること フィードバックの際に、法令に基づかない自主規制や業界での取組みについて強要・強制されることはないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、今後モニタリングを実施する際の参考とさせていただきます。 ○ なお、モニタリングの実施に当たっては、総務省内の関係部署間と連携し、関連する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めます。 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングが事業者にとっての過度な負担とならないよう最大限配慮すること 具体的には、既に御省へ提出している情報については、事前に御省内で共有・整理する、ヒアリングの実施については他部署と合同で行うなど、一度で済ませられるよう調整するほか、モニタリングの取り組みで新たに得た情報については御省内で共有すること 【ソフトバンク株式会社】 		
<p>意見 2-3 通信政策特別委員会において、公正競争ワーキンググループの論点として、累次の公正競争条件について検討される状況にあることから、追記を要望。</p>		
<p>情報通信審議会通信政策特別委員会において、公正競争ワーキンググループの論点として以下の論点提示があることから、累次の公正競争条件について検討される状況と理解しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 第14回「資料14-2 論点整理（公正競争WG）」(P35) 「(NTTに対する累次の公正競争条件について、各条件の要否、内容や対象) ① NTTに対する累次の公正競争条件（NTT ドコモ分離時やNTT再編時等に、グループ内事業者と他事業者との間の公平性等を確保するために課された条件※）について、NTTからは、電気通信事業法の規制で対応できる条件や電気通信事業を営まないNTT持株に係る一部の条件は見直してもらいたいとの意見があった一方、構成員等からは、NTT東西の株式を100%保有するNTT持株に係る公正競争条件も維持すべきとの意見のほか、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、個別に検討を行った上で、必要な条件は維持・強化し、必要性が低下した条件は廃止すべきとの意見が多かったところ、各公正競争条件の要否、内容や対象についてどう考えるか。 ※NTT東西のネットワークの公平な提供、各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止等 (NTTに対する累次の公正競争条件の法的位置付け) ② 累次の公正競争条件は、形式としては、NTT法や電気通信事業法上の規律として設けられたものではないところ、NTTからは、法に規定されていない条件の法定化について、その必要性の有無を慎重に見極めることが必要との意見があった一方、構成員等からは、今後必要な条件は、その内容や対象を一定の柔軟性がある形で法的に位置付けて、その遵守状況を検証するなど、法的安定性や実効性を確保すべきとの意見が多かったこと等を踏まえ、累次の公正競争条件の法定化や検証の在り方についてどう考えるか。」 <p>上記の状況に鑑み、下記修正案のとおり追記することを要望します。</p> <p>【修正案】 そのほか、電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために、関係事業者等から報告</p>	<p>○ 通信政策特別委員会の公正競争ワーキングなどにおける議論も踏まえて対応することを想定していますが、現時点では議論が継続されている段階であることから、該当箇所については、原案のとおりとします。</p>	<p>無</p>

<p>を受ける具体的な内容や、関係事業者等へのヒアリング、アンケートにおける具体的な質問項目については、<u>現在、通信政策特別委員会の公正競争ワーキンググループなどにおいて検討されている事項も踏まえ、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。</u> 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 2-4 禁止行為規制の未指定事業者であっても、接続関連情報の目的外利用の防止に向けた取り組みを十分に実施することが必要との考え。また、禁止行為規制の未指定事業者に対する検証について、アンケートの実施だけではなく、一步検証の度合いを強めるべきとの考え。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインにおいては、接続等関連情報の目的外利用が行われた場合、「当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされるおそれがある」とされており、当社に限らず、MNO における MVNO の接続関連情報の取り扱いが具体的に規定されております。 • 特に、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に係る規律は、相対的にシェアが高いことによる交渉力の差を理由に策定されており、当該規律の趣旨を踏まえると、禁止行為規制の未指定事業者であっても、接続関連情報の目的外利用の防止に向けた取り組みを十分に実施する必要があると考えます。 • 加えて、他業界においても情報の不適切な利用が問題となっていることも踏まえ、禁止行為規制の未指定事業者に対する検証について、アンケートの実施だけではなく、一步検証の度合いを強めるべきと考えます。 <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ 御指摘の点については、年次計画 3 (2) ⑤の記載のとおり、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者に対し、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について、把握・検証を実施してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2-5 公正競争ワーキンググループにおける構成員の意見等を踏まえ、NTT 東西が所有する線路敷設基盤の利用について検証を実施することが必要との考え。</p>		
<p>通信政策特別委員会の公正競争 WG でも議論がされておりますが、これまで NTT 法における持株・地域会社の分離・分割規定および、電気通信事業法における支配的事業者に対する設備（電柱、とう道およびダークファイバー等）の解放義務等の枠組みで公平競争が担保されてきたと評価できます。今後も線路敷設基盤（電柱・とう道など）の貸し出しは、無差別で公平・透明であるべきと考えます。</p> <p>しかしながら、電柱利用については、弊連盟の会員事業者へのヒアリングによると</p> <ul style="list-style-type: none"> • 強度不足等の理由による拒否の多発 • 電柱の利用拒否において明確な理由が示されない • 新設柱の利用について他社への情報開示が遅く、NTT が営業活動を開始した後でなければ、利用申請できない • 電柱添架申請がこれまでの書面から web 受付に切り替わり、不承諾が増加、審査期間が長期化する <p>などのトラブル例が生じているとの意見が寄せられており、これらについて、公正競争 WG でも構成員から、実態を明らかにしたうえで、評価すべきとの意見も出ております。</p> <p>また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（令和 5 年 12 月 27 日 公正</p>	<p>○ 頂いた御意見については、令和 6 年度の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>取引委員会（総務省）の「Ⅲ-2-(3) 電柱・管路等の貸与関係」において「電柱・管路等の申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい」とされております。</p> <p>以上を踏まえて、線路敷設基盤の利用に関しても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西における電柱申請手続についての申込件数、利用実績、利用手続に要した期間の検証 ・ NTT 東西における電柱申請の利用拒否の件数や理由の検証 ・ NTT 東西の審査がブラックボックス化されていないか(透明性が確保されているか) の検証 ・ NTT 東西における建柱から電柱利用までの営業開始についての検証 <p>をしっかりと実施していただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>意見 2-6 令和6年度もモニタリング等を通じた「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」を実施するとした「令和6年度の年次計画案」に賛同。</p> <p>その上で、NTT東西が所有する電柱の貸与に関して、NTT東西が電柱貸与に関する申込み件数、貸与実数、申請の不承諾件数・その理由等の実態を明らかにすること、及びNTT東西による建設計画等の事前の情報提供、柔軟な利用申請受付、必要な強度等の基準を公開することを要望。</p>		
<p>電気通信事業者の業務の適正性等の確認は、公正な競争環境確保のために重要な観点であり、令和6年度もモニタリング等を通じた「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」を実施するとした「令和6年度の年次計画案」に賛同いたします。その上で、当社はNTT東西が所有する電柱の貸与に関して下記の通り要望いたします。</p> <p>「総務省情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会公正競争WG」（以下「公正競争WG」という。）の論点整理案において、公正競争の確保には「サービス競争」と「設備競争」の促進が必要との考え方が示されており、設備競争は公正競争の観点から重要であると考えます。J:COM等のケーブルテレビ事業者は、これまでも自ら設備を設置してサービスを提供し、ネットワークの高度化等を図ることで設備競争に貢献してきたと自負しております。</p> <p>当社を含むケーブルテレビ事業者は、道路占有許可の取得の困難性や経済性の観点から電柱を自ら建設することは現実的ではない為、NTT東西や電気事業者が所有する電柱の貸与を受けることでネットワークを構築しております。その際、NTT東西が所有する電柱の利用に関し、電気事業者の所有する電柱を利用する場合に比べ、下記のような課題があることを令和6年4月23日の第5回公正競争WGにおいて述べさせていただきました。</p> <p><電柱利用における課題></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として建設計画等を建柱前に事前に共有いただくことができない ② 新規に建設された電柱が利用申請システム（NTT東西が提供するWEBシステム）に登 	<p>○ 頂いた御意見については、令和6年度の市場検証の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>録されるまでに時間を要する（当社の経験上、建柱を確認してから約1か月～3か月後にシステム登録されている）</p> <p>③ 利用申請に対し強度不足を理由に当該申請が不承諾とされた場合、強度に関する詳細情報が提供されないため、再申請を繰り返す必要があり非効率的な運用となっている</p> <p>④ 強度不足解決のための電柱建替の申し入れに応じていただけない</p> <p>これらの点は、ケーブルテレビ事業者のサービスの提供がNTT東西より遅れることや、電柱が利用できずサービス提供が出来ない等のケースにつながるため、NTT東西とケーブルテレビ事業者間での公正な競争環境の確保に支障をきたしていると考えております。</p> <p>また、総務省・公正取引委員会が公表する「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「指針」という。）において「ウ 電柱・管路等の貸与状況の公表」※1が定められておりますが、当社ではNTT東西による当該公表状況を確認できておりません。</p> <p>このように、電柱利用に関しては公正競争を確保できていると言える状況ではなく、その実態も明らかであるとも言えません。</p> <p>従って当社は、指針に沿ってNTT東西が電柱貸与に関する申込み件数、貸与実数、申請の不承諾件数・その理由等の実態を明らかにすることを要望するとともに、NTT東西による建設計画等の事前の情報提供、柔軟な利用申請受付、必要な強度等の基準を公開することを強く要望いたします。これにより、公正競争の促進が一層図られるほか、ケーブルテレビ事業者が強度基準を満たした申請が可能となることでNTT東西の審査業務の軽減にもつながるものと考えます。</p> <p>※1「自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい」（指針より一部抜粋）</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>		
意見2-7 電気通信事業へのアクセスに係る登録の煩雑さといった障壁がどのように社会インフラへの人々のアクセスに影響を及ぼしているか、といった点について盛り込むことを要望。		
<p>最近、携帯電話の契約にマイナンバーカード等での本人確認を必須にするという政府の方針が出てきました。マイナンバーカードは非常に使いづらく、作るのも煩雑であり、正直に言って、ごく一部の国民以外、作ることが難しいカードです。携帯電話は重要な社会インフラです。マイナンバーカードのような複雑なデジタルシステムを使いこなすことができない人に対して、重要な社会インフラへのアクセスを閉ざす方針には反対です。</p> <p>今回の市場検証の「電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握」では、そのような、電気通信事業へのアクセスに係る登録の煩雑さといった障壁が、どのように社会インフラへ</p>	<p>○ 参考の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

の人々のアクセスに影響を及ぼしているか、といった考察について書かれていません。そのような点について盛り込んでいただけたらと思います。

【個人】